



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年11月28日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第54号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「人事課」を「人事活性課」に、「財政課」を「財政改革課」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「人事課」を「人事活性課」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「財政課」を「財政改革課」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 市町村課に、まちづくり支援室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。
  - (1) 自主的な合併を推進する市町村の支援に関すること。
  - (2) 市町村の自律的なまちづくりの研究に関すること。
- 3 まちづくり支援室に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

名 称	分 掌 事 務
まちづくり支援係	前項第1号（市町村合併支援主幹の職務に属する事項を除く。）及び第2号の事項

第51条の6に次の1項を加える。

- 2 企画課に、地球温暖化防止に関する事務をつかさどらせるため、地球環境室を付置する。

別表第1中「 | 人事課 | 」を「 | 人事活性課 | 」に、「 | 財政課 | 」を「 | 財政改革課 | 」に改め、同表の市町村課の項中「第13条第1号」を「第13条第1項第1号」に、「第13条第7号」を「第13条第1項第7号」に改め、同表の企画課の項中「第51条の6第1号」を「第51条の6第1項第1号」に、「第51条の6第2号」を「第51条の6第1項第2号」に、「第51条の6第9号」を「第51条の6第1項第9号」

に、「第51条の6第15号」を「第51条の6第1項第15号」に改める。

別表第32の2の長野県特別職報酬等審議会の項中「人事課」を

「人事活性課」に改める。

別表第33中「人事課」を「人事活性課」に、「財政課」を

「財政改革課」に改め、同表の市町村課の項を次のように改める。

市町村課	市町村振興幹	市町村振興に関する専門的事務の総括掌理
まちづくり支援室	市町村合併支援主幹	自主的な合併を推進する市町村の支援に関する複雑かつ困難な業務を行う職務

別表第33の交通政策課の項を次のように改める。

交通政策課	空港対策主幹	空港対策に関する複雑かつ困難な業務を行う職務
	しなの鉄道対策主幹	しなの鉄道対策に関する複雑かつ困難な業務を行う職務

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成14年12月1日から施行する。

(事務処理規則の一部改正)

- 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「人事課行政改革推進室長」を「人事活性課行政改革推進室長」に改める。

第9条第7項中「労政課雇用対策室」を「市町村課まちづくり支援室、労政課雇用対策室及び企画課地球環境室」に改める。

(財務規則の一部改正)

- 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第115条(見出しを含む。)中「財政課長」を「財政改革課長」に改める。

別表第2の1の(2)及び2の(4)のA中「財政課長」を「財政改革課長」に改める。

様式第64号の1 歳出の備考の6中「財政課」を「財政改革課」に改める。

様式第79号中「財政課長」を「財政改革課長」に改める。

様式第83号から様式第87号まで中「(財政課長経由)」を「(財政改革課長経由)」に改める。

様式第183号から様式第185号まで中「財政課長 □」を「財政改革課長 □」に改める。

人 事 課

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年11月28日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

### ○長野県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長野県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「人事課」を「人事活性課」に、「行うものに限る。）」を「行うものに限る。） 行政改革推進室の企画員、主査及び主任」に、「財政課」を「財政改革課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、人事課及び財政課に係る改正規定は、平成14年12月1日から施行する。

人事委員会事務局